

**表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和3年度)**

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
津地方法務局	津市一身田上津部田
同	津市高野尾町
同	津市分部
同	津市片田久保町
四日市支局	四日市市大字日永
同	四日市市大矢知町
同	四日市市坂部が丘三丁目
同	四日市市西村町
伊勢支局	伊勢市尾上町
同	伊勢市倭町
同	鳥羽市安楽島町
松阪支局	松阪市飯高町宮前
同	松阪市飯高町富永
同	多気郡多気町長谷
桑名支局	桑名市多度町下野代
鈴鹿出張所	鈴鹿市若松東一丁目
同	鈴鹿市若松東三丁目
同	鈴鹿市長太旭町二丁目
同	鈴鹿市長太旭町四丁目
同	鈴鹿市長太旭町六丁目
同	鈴鹿市十宮三丁目
同	鈴鹿市十宮四丁目